

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年11月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200292 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200097 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成 23 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 23 年 1 月の標準報酬月額については 14 万 2,000 円から 26 万円とする。

平成 23 年 1 月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求者のA社における平成 21 年 9 月 15 日の標準賞与額を 28 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 9 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成 21 年 9 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求者のA社における平成 21 年 9 月 15 日の標準賞与額を 29 万 2,000 円、同年 12 月 18 日の標準賞与額を 30 万円、平成 22 年 9 月 8 日の標準賞与額を 25 万 2,000 円、同年 12 月 3 日の標準賞与額を 21 万円に訂正することが必要である。

平成 21 年 9 月 15 日、同年 12 月 18 日、平成 22 年 9 月 8 日及び同年 12 月 3 日の標準賞与額（上記 2 の訂正後の標準賞与額を除く）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 請求者のB社における平成 23 年 2 月 1 日から平成 24 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 23 年 2 月から同年 8 月まで及び平成 24 年 9 月の標準報酬月額については 14 万 2,000 円から 28 万円、平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月までの標準報酬月額については 14 万 2,000 円から 30 万円とする。

平成 23 年 2 月から平成 24 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

5 請求者のB社における平成 23 年 9 月 7 日の標準賞与額を 11 万円、同年 12 月 1 日の標準賞与額を 19 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 9 月 7 日及び同年 12 月 1 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要であ

る。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 23 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
② 平成 21 年 9 月 15 日
③ 平成 21 年 12 月 18 日
④ 平成 22 年 9 月 8 日
⑤ 平成 22 年 12 月 3 日
⑥ 平成 23 年 2 月 1 日から平成 24 年 10 月 1 日まで
⑦ 平成 23 年 9 月 7 日
⑧ 平成 23 年 12 月 1 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額が実際の報酬額と相違しており、請求期間②から⑤までに係る標準賞与額の記録がない。

また、B 社に勤務した期間のうち、請求期間⑥に係る標準報酬月額が実際の報酬額と相違しており、請求期間⑦及び⑧に係る標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給与支給明細書及び交通費精算書により、当該期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額（26 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額（14 万 2,000 円）を超える額であることが確認できる。

一方、請求者から提出された給与支給明細書及び預金通帳（以下「給与資料」という。）によると、請求期間①に係る給与からオンライン記録により確認できる標準報酬月額（14 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を超える額の厚生年金保険料を控除されていることが認められるものの、過徴収された厚生年金保険料は、平成 24 年 3 月分の給与において返金されていることから、請求者の当該期間に係る実質的な厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額であることが確認できる。

したがって、請求者の平成 23 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額

については、給与支給明細書及び交通費精算書により確認できる本来の報酬月額から、26万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間②について、給与資料により、請求者は、当該期間にA社から賞与（29万2,500円）の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、給与資料により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年9月15日の賞与に関する健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成21年9月15日の賞与に関する厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②について、給与資料により、請求者は、当該期間に事業主から厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額（28万6,000円）を超える額の賞与（29万2,500円）の支払を受けていることが確認できる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、給与資料により確認できる賞与額から29万2,000円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記2の訂正後の標準賞与額を除く）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

4 請求期間③から⑤までについて、給与資料により、請求者は、当該期間にA社から賞与の支払を受けたものの、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

したがって、請求期間③から⑤までに係る標準賞与額については、給与資料により確認できる賞与額から、請求期間③は30万円、請求期間④は25万2,000円、請求期間⑤は21万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

5 請求期間⑥について、日本年金機構からの回答、給与支給明細書及び交通費精算書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額（14万2,000円）を超える額であることが確認できる。

一方、請求者から提出された給与資料によると、請求期間⑥のうち、平成23年2月1日から同年10月1日までの期間に係る給与からオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える額の厚生年金保険料を控除されていることが認められるものの、過徴収された厚生年金保険料は、平成24年4月分から同年10月分までの給与において返金されていることから、請求者の当該期間に係る実質的な厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料と同額であることが確認できる。

また、請求期間⑥のうち、平成23年10月1日から平成24年10月1日までの期間について、給与資料により、当該期間に係る給与から控除された厚生年金保険料は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（14万2,000円）に基づく厚生年金保険料と同額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間⑥に係る標準報酬月額については、日本年金機構からの回答、給与支給明細書及び交通費精算書により確認できる本来の報酬月額から、平成23年2月1日から同年9月1日まで及び平成24年9月1日から同年10月1日までは28万円、平成23年9月1日から平成24年9月1日までは30万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

6 請求期間⑦及び⑧について、給与資料により、請求者は、当該期間にB社から賞与の支払を受けたものの、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

したがって、請求期間⑦及び⑧に係る標準賞与額については、給与資料により確認できる賞与額から、請求期間⑦は11万円、請求期間⑧は19万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。